

議員提出議案 第7号

森林吸収源対策の財源確保を求める意見書

提出先 { 衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 財務大臣
農林水産大臣 }

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月18日提出

| | | | |
|-----|---------|-----|------|
| 提出者 | 都城市議会議員 | 江内谷 | 満義 |
| 賛成者 | 〃 | 川内 | 賢幸 |
| 賛成者 | 〃 | にれた | よしひろ |
| 賛成者 | 〃 | 音堅 | 良一 |
| 賛成者 | 〃 | 相葉 | 一夫 |
| 賛成者 | 〃 | 西川 | 洋史 |
| 賛成者 | 〃 | 児玉 | 優一 |
| 賛成者 | 〃 | 竹之下 | 一美 |
| 賛成者 | 〃 | 中田 | 悟 |
| 賛成者 | 〃 | 筒井 | 紀夫 |
| 賛成者 | 〃 | 杉村 | 義秀 |
| 賛成者 | 〃 | 有田 | 辰二 |
| 賛成者 | 〃 | 神脇 | 清照 |
| 賛成者 | 〃 | 小玉 | 忠宏 |

都城市議会議長 永山透様

森林吸収源対策の財源確保を求める意見書

我が国の森林は、国土の7割を占め、国土保全、地球温暖化防止等多面的な機能を有しており、国民全体にさまざまな恩恵をもたらしています。

地球温暖化防止については、森林による二酸化炭素吸収量の確保が極めて重要な役割を果たしており、森林吸収源対策として、間伐等の森林整備と生産される木材を利用することは、京都議定書第2約束期間における我が国の目標である、2020年度の森林吸収量 2.8%以上（2005年度比）の確保に大いに貢献することが期待されています。

これらを十分に果たすためには、間伐や再造林などの森林整備を着実に実施することが必要であり、そのためには、山村地域の市町村の主体的・総合的な取り組みが不可欠であります。

また、森林の整備を進めることは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、木材を積極的に利用して林業を成長産業化していくことで、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

以上のことから、下記事項の実現を強く求めるものであります。

記

- 1 . 森林整備や木材利用などの森林吸収源対策は、地球温暖化対策の重要な柱であるとともに、地方創生にも大きく貢献することから、その安定した財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。
- 2 . 上記の安定した財源が確保されるまでの間の財政面での対応等として、平成28年度当初予算及び平成27年度補正予算において、森林整備・木材利用等の推進のための予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第8号

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）関連政策大綱に対する意見書

提出先

| | |
|--------|----------|
| 衆議院議長 | 参議院議長 |
| 内閣総理大臣 | 財務大臣 |
| 外務大臣 | 農林水産大臣 |
| 経済産業大臣 | 経済再生担当大臣 |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月18日提出

| | | | |
|-----|---------|-----|----|
| 提出者 | 都城市議会議員 | 永田 | 照明 |
| 賛成者 | 〃 | 三角 | 光洋 |
| 賛成者 | 〃 | 西川 | 洋史 |
| 賛成者 | 〃 | 音堅 | 良一 |
| 賛成者 | 〃 | 蔵屋 | 保 |
| 賛成者 | 〃 | 永田 | 浩一 |
| 賛成者 | 〃 | 竹之下 | 一美 |
| 賛成者 | 〃 | 中田 | 悟 |
| 賛成者 | 〃 | 杉村 | 義秀 |
| 賛成者 | 〃 | 児玉 | 優一 |
| 賛成者 | 〃 | 榎木 | 智幸 |

都城市議会議長 永山透様

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）関連政策大綱に対する意見書

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）交渉が、平成 27 年 10 月 5 日に大筋合意され、政府・与党は、50 日程度という短期間で「総合的な TPP 関連政策大綱」を決定した。また、今後、第 2 弾の対策も検討されるようである。

しかしながら、国内における大半の農林水産業者は国際競争力をほとんど持っていない現状にある。また、その不安を払拭するための説明が、農林水産業者や国民に十分にはなされておらず、その対策の検討に本来不可欠な経済効果の分析も示されていない。そのような中、TPP 協定の合意が、農林水産業はもとより、関連産業へも甚大な影響を及ぼすのではないかと、国民に不安と懸念の声が高まっている。

については、TPP 協定が地方経済・社会に与える甚大な影響と、地方、特に中山間地域の悲痛な声を十分に踏まえて、政府におかれては、国内の農林水産業が国際競争に勝ち抜くとともに、我が国の食の安心・安全の確保、また、食料自給率の向上のため、下記の事項について十分審議を尽くし、誠実に対応するよう、強く要望する。

記

- 1．TPP 交渉特有の秘密交渉により、国民は大筋合意まで合意内容を知ることができなかつたため、合意内容の詳細について、国民の理解が得られるよう、政府の責任により、十分な説明と情報提供を速やかに行うこと。
- 2．地方への甚大な影響が懸念される農産物重要 5 項目を初めとする分野別の合意結果が、地方の農林水産業やその他の産業、地域全体に与える影響を分析し、速やかに公表し対策を講ずること。
- 3．大筋合意後、TPP 協定という最重要案件があるのに臨時国会が開かれず、審議が十分尽くされていないので、速やかに国会を開会し、丁寧かつ慎重な審議を行うこと。
- 4．政府は、食品安全行政における安全審査の簡略化を目指しているが、TPP 合意に至れば、今後、外国産の安い輸入作物や食品が流入してくるため、食の安心・安全の確保や食料自給率の向上の面からも、国民の健康及び農林水産業従事者の安定的な所得を確保するための対策を行うこと。
- 5．政府は、大筋合意のもと、平成 28 年度へ向け遊休農地への課税強化を目指しているが、中山間地域における遊休農地への課税強化の前に、中山間地の大幅な圃場整備事業を行うこと。
- 6．地域における営農組合・農業法人化を進めるため、大型機械の更新・導入時の補助事業等を含め、恒久的な法整備を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 18 日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第9号

災害ボランティア割引制度の実現を求める意見書

提出先

| | |
|--------|--------|
| 衆議院議長 | 参議院議長 |
| 内閣総理大臣 | 国土交通大臣 |
| 経済産業大臣 | 復興大臣 |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月18日提出

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 都城市議会議員 | 川内賢幸 |
| 賛成者 | 〃 | 永田浩一 |
| 賛成者 | 〃 | 福島勝郎 |
| 賛成者 | 〃 | 蔵屋保 |
| 賛成者 | 〃 | 竹之下一美 |
| 賛成者 | 〃 | 音堅良一 |
| 賛成者 | 〃 | 小玉忠宏 |
| 賛成者 | 〃 | 三角光洋 |
| 賛成者 | 〃 | にれたよしひろ |
| 賛成者 | 〃 | 児玉優一 |
| 賛成者 | 〃 | 西川洋史 |
| 賛成者 | 〃 | 有田辰二 |
| 賛成者 | 〃 | 杉村義秀 |
| 賛成者 | 〃 | 黒木優一 |
| 賛成者 | 〃 | 中田悟 |

都城市議会議長 永山透様

災害ボランティア割引制度の実現を求める意見書

我が国においては、近年、大地震や火山噴火、豪雨災害などの大規模災害が多発している現状がある。さらに、近い将来発生が予想されている首都直下型地震や南海トラフ地震などへも備えていかなければならない。

このような大規模災害が発生した際に、被災地や被災者の支えとなり、復旧・復興活動に欠かせないのがボランティアの活動である。

東日本大震災では、1日当たり推定1万～2万人のボランティアが必要だったとされており、首都直下型地震や南海トラフ地震が発生した場合には1日10万人以上、延べ1000万人以上のボランティアが必要になるとも言われている。

しかしながら、各種の世論調査やボランティアへの調査では、旅費や現地での滞在費に不安がありボランティアに行けないという人が圧倒的に多く、「行きたい」けれど「行けない」現状となっていることから、まずは、彼らの「被災地への移動手段」と「滞在場所」にかかる経費の援助を社会的に図るべきである。

これまで、鉄道会社や航空会社、旅館などの民間企業が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバス運行の支援をしたりするなど、官民ともに、負担軽減のための取り組みを行った事例がある。

国は、こうした動きをさらに広め、多くの団体が取り組みやすくなるような支援のあり方を速やかに検討し、そのための官民協働の社会システムを構築すべきである。

以上の理由から、国に対し、下記事項についての実現を強く求めるものである。

記

- 1.地震や津波、豪雨などの大規模災害発生時に、被災地に赴く災害ボランティアに対して交通費や宿泊費を割り引く制度を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月18日

宮崎県都城市議会

議員提出議案 第10号

介護報酬の再改定を求める意見書

提出先 { 衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 財務大臣
厚生労働大臣 }

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月 日提出

| | | | |
|-----|---------|-----|----|
| 提出者 | 都城市議会議員 | 森 | りえ |
| 賛成者 | 〃 | 福島 | 勝郎 |
| 賛成者 | 〃 | 永田 | 浩一 |
| 賛成者 | 〃 | 神脇 | 清照 |
| 賛成者 | 〃 | 小玉 | 忠宏 |
| 賛成者 | 〃 | 竹之下 | 一美 |
| 賛成者 | 〃 | 中田 | 悟 |
| 賛成者 | 〃 | 長友 | 潤治 |
| 賛成者 | 〃 | 児玉 | 優一 |
| 賛成者 | 〃 | 榎木 | 智幸 |
| 賛成者 | 〃 | 西川 | 洋史 |
| 賛成者 | 〃 | 杉村 | 義秀 |

都城市議会議長 永山 透 様

介護報酬の再改定を求める意見書

2015年4月に改定された介護報酬は、ほぼすべてのサービスで基本報酬が引き下げとなっている。改定では、重点化された認知症・中重度の利用者に対応する加算(0.56%)や介護職員の処遇改善加算(1.65%)が設けられたが、これらを除けばマイナス4.48%と、かつてない大幅なマイナスとなっている。

宮崎県社会保障推進協議会が、8月から9月にかけて実施した県内介護事業所アンケートでは、経営への影響として、「増収」と回答しているのは2.8%にすぎず、「減収」と回答している事業所は約74.4%に達しており、今回の改定の影響の深刻さが明らかになっている。

とりわけ、デイサービスや有料老人ホームではマイナスによる影響は大きく、県内でも「採算」の合わない事業所の閉鎖・事業からの撤退も起き始めている。また、事業見直しのために、「要支援」者の受け入れ制限を検討している事業者が約2割に達している。まさに、今回の介護報酬改定が住民から介護サービスを奪う事態を引き起こしていることは明らかであり、サービスを利用できない利用者を生むことになりかねない。

さらに、介護現場の人手不足は深刻であり、同アンケートでは、「賃金水準が低い」ことを不足の理由としている所が60%を占めている。

ここからは、親などの介護のため仕事をやめざるをえない約10万人の介護離職者の深刻な現状を打開する展望は見えてこない。地域の介護資源を維持させ、安全・安心の介護を守るためには、介護事業の維持、及び確保が困難となっている介護労働者の処遇改善を実施可能とする介護報酬の緊急の再改定が必要不可欠になっている。

こうしたことから、「介護離職ゼロ」を目指すためにも、そして、高齢者と家族が住みなれた地域で希望を持って暮らせるためにも、介護報酬の再改定を実施することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

宮崎県都城市議会